

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年九月十九日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
太田 光央	桜井市	
上口 嘉章	桜井市	
大浦 晃	桜井市	桜井市大字巻野内三四三番及び四〇八番

二 認可年月日

令和七年九月十一日